

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

2019年10月の障害福祉サービス報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

1. 処遇改善（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページ等への掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

3の「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境等要件）を公表していることです。

（特定）処遇改善加算取得状況について

- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- ・福祉・介護職員ベースアップ等支援加算

職場環境等要件について

取り組み	職場環境要件項目
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減